

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(小見)	令和3年3月24日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.15 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29.19 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	4.80 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.85 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.90 h a
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p><b>■人</b>  ○集落の担い手は、3経営体。  うち、個人経営が2経営体、園芸作物中心の法人が1経営体。  ○個人経営の担い手については、高齢化が問題となっており、後継者の育成・確保が必要となる。  ○現在、個人経営の担い手が中心となり、水稲作付中心の新たな法人設立を検討している。</p> <p><b>■農地</b>  ○集落における主な作物は水稲であるが、園芸作物を含めた複合経営に向けての検討も必要となる。  ○そのため、畑地の利用についても、高収益作物などの作付について検討が必要となる。</p>
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><b>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</b>  ○リタイヤや規模縮小を検討している耕作者の農地は、農地中間管理機構や農業委員会の利用権設定などを併用して中心経営体へ集積を図っていく。  ○畑地についても、水田同様中心経営体へ集積していくよう検討していく。  ○兼業農家については、現状維持で耕作を続けていくが、将来リタイヤするタイミングで担い手へ集積していく。</p>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 集落営農組織の法人化

○現在検討中である集落営農法人の設立に向け、作付け作物、法人形態、経営面積等の協議を行い、法人として経営が継続できる営農及び経営計画を検討していく。

② 担い手・後継者の確保

○集落の担い手の高齢化が進んでいることから、後継者の育成、外部からの確保を検討していく。  
○法人設立に関しても、集落外からの農業従事者の確保が必要となることから、ハローワーク等の活用も含め検討していく。

③ 複合経営の推進

○法人設立の検討に合わせて、複合経営についても検討していく。  
例えば、トマトやアスパラなどの地域振興作物の作付を検討していく。

④ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、多面的機能支払制度に継続して取り組んでいく。  
○組織体制についても、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内の農家及び非農家も協力して運営していく。